

8. 公認会計士等の異動

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人が、「有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号a(h)】

(注) 公認会計士等の異動とは、投資法人の監査を担当している公認会計士等（公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者をいう。以下本項目において同じ。）が退任することや、投資法人の監査を担当していなかった公認会計士等が新たに監査担当に就任することなどをいいます。

※ 公認会計士等の異動には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 開示の時期については、実際に異動する期日ではなく異動を行うことについての決定をした時点となります。なお、異動年月日が開示日後となる場合には、「異動予定年月日」として記載してください。
- ③ 監査法人内の業務執行社員の異動については、当該開示の対象には含まれません。
- ④ 退任のみを決定し、新たに就任する公認会計士等が決まっていない場合も開示する必要があります。
- ⑤ 開示にあたっては、異動を行うこととした実質的な理由（任期满了時に退任を決定する場合は、退任する公認会計士等を再任しない理由）やその経緯を開示資料に具体的に記載してください。特に、期中に解任する場合又は短期間で退任を決定する場合には、期中又は短期間であるにもかかわらず、なぜ解任又は退任を決定することとなったのかがわかるように記載してください。また、会計処理等に関する見解の相違が存在するといった事情がある場合には、その具体的な内容を含めて記載してください。
- ⑥ 異動を行うことについての決定をした時点において判明している情報を開示してください。最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として追加の開示を行ってください。
- ⑦ 上場REITの発行者である投資法人が、公認会計士等の異動を行うことについての決定を行わない場合において、公認会計士等の異動が生じた場合には、「第2編第2章 5. 公認会計士等の異動」として開示が必要です。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 異動の年月日

b. 異動する公認会計士等の概要

- ・ 事務所又は法人の名称、所在地、業務執行社員の氏名を記載する。

(公認会計士等が退任する場合)

c. 退任する公認会計士等の就任年月日

d. 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等(*)における意見等

※ 退任する公認会計士等が作成した監査報告書等(*)において、次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容を記載する。

- ・ 除外事項を付した限定付適正意見又は結論、不適正意見又は否定的結論 等
- ・ 意見又は結論の表明をしない旨及びその理由

(*) 投資法人が直近3年間に提出した財務計算に関する書類に係る監査報告書、中間監査報告書のことをいう。

e. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

- ・ 公認会計士等が退任する実質的な理由及び経緯を記載する。

f. e. の理由及び経緯に対する退任する公認会計士等の意見

g. 退任する公認会計士等が f. の意見を表明しない場合には、その旨及びその理由

- ・ 投資法人が退任する公認会計士等に対し、f. の意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含めて記載する。

h. 今後の見通し

- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

※ 新たに公認会計士等が就任しない場合のみ記載する。

i. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(開示様式例) 本投資法人の公認会計士等の異動に関するお知らせ

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。
開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ず参照してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

〇〇〇〇投資法人

代表者名 執行役員 〇〇 〇〇

(コード: 〇〇〇〇)

資産運用会社名

〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇

(TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

本投資法人の公認会計士等の異動に関するお知らせ

本投資法人は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日、以下のとおり、公認会計士等の異動を行うことについて決定しましたので、お知らせいたします。

1. 異動年月日

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

2. 就退任する公認会計士等の概要

(1) 就任する公認会計士等の概要

① 名 称	〇〇〇監査法人
② 所 在 地	〇〇県〇〇市△△ 〇-〇-〇
③ 業務執行社員の氏名	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

(2) 退任する公認会計士等の概要

① 名 称	〇〇〇監査法人
② 所 在 地	〇〇県〇〇市△△ 〇-〇-〇
③ 業務執行社員の氏名	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

3. 退任する公認会計士等の就任年月日

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

4. 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

5. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

6. 5. の理由及び経緯に対する退任する公認会計士等の意見

7. 退任する公認会計士が6. の意見を表明しない理由及び退任する公認会計士等に対し、意見の表明を求めるために講じた措置の内容

(新たに公認会計士等が就任しない場合のみ記載する。)

8. 今後の見通し

(その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。)

以 上